# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	富山県国公立学校奨学給付金支給事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県教育委員会は、国公立学校奨学給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富山県教育委員会

### 公表日

令和3年9月30日

[平成31年1月 様式2]

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	富山県国公立学校奨学給付金支給事務					
②事務の概要	国公立学校奨学給付金の支給に関する事務 国公立学校奨学給付金申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 に関する事務					
③システムの名称	中間サーバー、富山県統合あて名システム					
2. 特定個人情報ファイル:						
国公立奨学給付金事務情報フ	· ・アイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第2項 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第4号					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき 同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第4号					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	富山県教育委員会県立学校課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					

富山県教育委員会県立学校課学事係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3448

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和3年8月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供る	を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接線		]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・唇	<b>外</b>							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務	③システムの名称 就学支援金事務処理システム(文科省)、中間サーバー、富山県統合あて名システム	③システムの名称 中間サーバー、富山県統合あて名システム	事後	システム使用不可となったこと による修正
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	③所属長 教育参事 荒木 義雄	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更による修正
平成31年4月24日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による修正
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求			事後	組織再編による修正
	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	めの番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第14号に	【情報照会】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	法律の改定が規定されること に伴う号ズレによる修正
令和3年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	令和3年8月31日時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	令和3年8月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明